

契 約 書 (案)

1	件名	西部医療センターエレベーター保守点検業務委託
2	契約金額	金 円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
3	履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4	引渡場所	名古屋市立大学医学部附属西部医療センター
5	契約保証金	
6	特約事項	

上記について公立大学法人名古屋市立大学を甲とし、相手方を乙として、甲乙間において次の条項により契約を締結する。

これを証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地
公立大学法人名古屋市立大学
理事長 郡 健二郎

乙 住 所
氏 名

(総則)

第1条 甲は、本契約の対象となるエレベーター（以下「本エレベーター」という。）に関し、本契約書及び仕様書で定めた業務（以下「本件業務」という。）を、乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、日本国の法令を遵守し、甲の提示した仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって履行期限内に、頭書きの目的及び内容による業務委託を完了しなければならない。

(本契約の契約方式等)

第2条 本エレベーター及びその契約方式は、POG 契約（定期的な機器・装置の保守・点検のみを行い、仕様書＜別表一Ⅲ＞において定める消耗品を除き、劣化した部品の取替えや修理等を含まない。）とする。

(当然履行業務)

第3条 乙は、本契約について本契約書及び仕様書に明示されていない事項でも履行上当然必要な事項については、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、甲の承認がなければこの契約によって生ずる権利及び義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(検査)

第5条 乙は、業務の履行を完了したときは直ちに甲に報告し、甲の指定した検査員の検査を受けなければならない。

2 業務の履行は、甲の指定した履行場所において前項の検査に合格したときをもって完了とする。

3 乙は、第1項の検査に立ち会わなければならない。

4 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 乙は、履行した業務の全部又は一部が第1項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに業務の履行を完了しなければならない。

(業務担当者)

第6条 乙は、業務担当者を定め、その氏名及び資格等を、書面をもって甲に通知しなければならない。

2 本契約の存続期間中において、乙が業務担当者を変更したときも前項と同様とする。

3 緊急時の業務等、乙が事前に通知することが困難なときは、業務後、速やかに甲に通知をすることで足りるものとする。

(代金の支払)

第7条 乙は、業務の履行を完了し、第5条第1項の検査に合格した後でなければ、その契約代金の支払を請求することができない。

- 2 契約代金の支払日は甲が乙から支払の請求を受けた翌月25日（金融機関休業日の場合は、その直後の金融機関営業日）とする。
- 3 契約代金の支払場所は公立大学法人名古屋市立大学とし、その支払方法は、乙の申出により甲の主要取引銀行と為替取引のある金融機関の乙の預金口座に口座振替をすることができる。
- 4 前項にかかる振込手数料は、甲の主要取引銀行と乙の指定する銀行が同じである場合は、甲の負担とする。異なる場合は、乙の負担とする。
- 5 甲は、契約代金のほか、乙が本件業務を実施するのに伴い必要となる水道光熱費を負担するものとする。

（延滞金）

第8条 乙が正当な理由がないのに債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞金として徴収する。

- 2 前項の延滞金の算定の基準となる日数には、検査に要した日数及び第5条第5項の規定によって完全履行をさせるため最初に指定した日までの日数は算入しないものとする。

（危険負担）

第9条 業務の履行完了前に生じた損害は、甲の責に帰すべき事由により生ぜしめた損害である場合を除き、乙の負担とする。

（債務不履行責任）

第10条 甲は、乙が本契約に違反した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りでない。

- 2 甲は、前項の損害が生じたことを知ったときは、乙に対し、速やかに通知するものとする。

（乙の所有機器等）

第11条 乙は、本件業務を実施するため、現地の状況に応じて、乙所有の機器・部品・備品・電話回線等（以下「乙所有機器」という。）を対象昇降機又は建物に設置するものとする。なお、設置に当たっては、本エレベーター又は建物に配線等を施すことができるものとする。

- 2 乙所有機器の設置費用は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由又は甲の意向による乙所有機器の修理、取替え等に要する費用は、甲の負担とする。
- 3 甲は、乙の書面による承諾なしに次の行為を行うことはできないものとする。

- (1) 乙所有機器を設置場所から移動すること。
- (2) 乙所有機器を第三者に譲渡、転貸等の処分行為を行うこと。
- (3) 乙所有機器の分解、修理、改造を行うこと又は第三者に行わせること。

4 甲は、乙所有機器に障害又は故障が生じたことを知った場合、直ちに乙に通知するものとする。

5 乙は、本契約が終了したときは、乙所有機器を速やかに撤去し、甲は乙による撤去のための建物の立入りや撤去工事を承諾するものとする。この場合において、乙は、撤去工事を行うときは、甲に対して事前に通知するものとする。

6 乙所有機器の撤去費用及び撤去工事に伴って通常生じる建物の修復に要する費用は、乙の負担とする。ただし、本契約の終了が甲の責に帰すべき事由による場合は、撤去工事に伴う建物の修復に要する費用は甲の負担とする。

(書類の貸与等)

第12条 甲は、乙の求めに応じて、本エレベーターに関する次の各号に掲げる書類を乙に貸与し、又は閲覧させるものとする。

- (1) 建築確認・検査の関係図書（建築確認図書に添付された「保守点検の内容」に関する書類を含む。）
- (2) 乙以外の者が行った、本エレベーターの保守・点検、不具合、事故及び災害に関する過去の作業報告書
- (3) 法定検査等に関する過去の報告書
- (4) 欠陥等について製造業者が講じた措置に関する報告書（該当事案がある場合に限る。）
- (5) その他適切に保守・点検の業務を行うために必要な書類（製造業者が作成した保守・点検に関する書類がある場合はそれを含む。）

2 乙は、前項の書類の貸与を受けた場合において、本契約が終了したとき、仕様書の変更等により不用となったとき又は甲から請求されたときは、当該書類を速やかに甲に返却しなければならない。

3 甲は、本契約締結後に新たに安全な運行に係る技術情報を得た場合は、速やかに乙に提供するものとする。この場合、甲乙は、必要に応じてその対応について協議を行うものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、正当な理由なくして、本契約の履行に当たり知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間の満了後又は契約解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第14条 甲及び乙は、個人情報保護法を遵守するものとする。甲及び乙が個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、同法の規定の趣旨に従った個人情報の取扱いを遵守するものとする。契約期間の満了後又は契約解除後においても、同様とする。

(履行期限の延長及び変更)

第15条 乙は、天災その他やむを得ない事由によって履行期限内に契約の履行ができなくなったときは、履行期限の延長を申し出ることができる。

- 2 甲は、前項の規定による申し出があり、その事実を確認したときは、履行期限の延長を認めるものとする。
- 3 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、履行期限を変更し、又は履行の中止をさせることができるものとする。

(協議による契約の解除)

第16条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (3) 本契約の履行に当たり、係員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (5) 本契約に定めた条件に違反したとき。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約の解除をすることができる。
 - (1) 契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。
 - (2) 乙が本契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 前2項の規定によって契約を解除した場合においては、乙の納付に係る契約保証金は、甲が取得する。ただし、契約保証金が納付されていない場合で、乙が履行保証保険契約を締結しているときは、甲はその保険金を取得し、その他のときは、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

第18条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは前条第1項第2号に規定する不正の行為とみなし、契約を解除することができる。この場合において、同条第1項に規定する催告を要しないものとする。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前条第3項の規定は、前項による解除の場合に適用する。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第19条 乙が本契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
- (2) 前条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 前項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帶して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(相殺)

第20条 甲は、本契約において、乙から徴収すべき金額があるときは、その金額と乙に支払うべき契約代金又は返還すべき契約保証金と相殺する。

(疑義の決定)

第21条 本契約書及び仕様書について甲乙間に意見を異にするときは、甲の判断によるものとする。

2 本契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、公立大学法人名古屋市立大学契約規程及びその他関係法令の定めるところによるほか、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第22条 本契約に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。

(誠実義務等)

第23条 乙は、本契約に基づく義務の履行について、信義を旨とし、誠実に行わなければならない。